

変更案			現行		
<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。) の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>			<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める放送受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。) の「全額免除」が適用される放送受信契約を除き、10件以上である1の放送受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
<u>10件以上</u>	<u>300円</u>	90円	<u>50件未満</u>	<u>200円</u>	90円
			<u>50件以上</u> <u>100件未満</u>	<u>230円</u>	
			<u>100件以上</u>	<u>300円</u>	
<p>(削除)</p> <p><u>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満</u></p>			<p><u>2 前項において、衛星契約の契約件数が97件、98件または99件 (沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、96件 (12か月前払額である場合に限る。)、97件、98件または99件とする。) である1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、その契約件数を100件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に</u></p>		

<p>たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件である1の放送受信契約者については、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</p> <p><u>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、支払区分が継続振込等の放送受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</u></p> <p><u>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。</u></p> <p><u>(1) 衛星契約の契約件数が8件または9件（沖縄県の区域に居住する放送受信契約者にあつては、7件（12か月前払額である場合に限る。）、8件または9件とする。）であるとき</u></p> <p><u>(2) 特別契約の契約件数が9件であるとき</u></p> <p><u>5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはない。</u></p>	<p>満たない場合で、衛星契約の契約件数が9件（12か月前払額である場合で、<u>第6条第3項第3号に定める継続振込により支払う場合に限る。</u>）である<u>沖縄県の区域に居住する1の放送受信契約者については、同項の規定にかかわらず、衛星契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 前3項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例、第5条の4に定める同一生計支払に関する特例および第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはない。</u></p>
<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>付則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成30年9月10日から施行する。</p> <p>2～7 (略)</p>